

郡山市介護保険の特別対策に係る社会福祉法人等利用料軽減助成実施要領

平成 13 年 12 月 1 日制定

平成 17 年 10 月 1 日一部改正

[保健福祉部介護保険課]

(趣旨)

第 1 条 この要領は、郡山市介護保険の特別対策に係る社会福祉法人等利用料軽減助成要綱（以下「要綱」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(軽減対象者)

第 2 条 要綱第 3 条第 4 号の前 3 号に掲げる者のほか、市長が特に生計が困難であると認めた者は次の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 市町村民税非課税世帯に属する者であること
- (2) 軽減を受けようとする者及びその世帯員の年間収入が単身世帯で 1,500,000 円、世帯員が 1 人増えるごとに 500,000 円を加算した額以下であること
- (3) 軽減を受けようとする者及びその世帯員の預貯金、有価証券及び債券等の額が単身世帯で 3,500,000 円、世帯員が 1 人増えるごとに 1,000,000 円を加算した額以下であること
- (4) 軽減を受けようとする者及びその世帯員が日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないと市長が認める者であること
- (5) 軽減を受けようとする者が負担能力のある親族等に扶養されていないこと
- (6) 軽減を受けようとする者が介護保険料を滞納していないこと

(軽減の手続き)

第 3 条 要綱第 3 条第 2 号により軽減対象サービスの利用者負担額の減額を受けようとする者は、要綱第 6 条の申請書に郡山市福祉事務所長が証明した境界層該当証明書を、第 2 条第 2 号により軽減を受けようとする者は、収入状況等申立書（第 1 号様式）及び同意書（第 2 号様式）を添付しなければならない。

(軽減対象サービス)

第 4 条 要綱第 2 条で定める軽減対象サービスのうち、2 つ以上の軽減対象サービスを実施している社会福祉法人等は、実施している全ての軽減対象サービスの軽減を実施しなければならない。

附 則

この要領は、平成 13 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

# 収入状況申立書

平成 年 月 日

郡山市長

申告者住所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

私の現在の収入状況等は、下記のとおり相違ありません。

## 1 収入状況

### (1) 稼働収入

仕事の内容 勤め先（会社名）等	収入額	
	月額	円
	年額	円
	月額	円
	年額	円

### (2) 恩給・年金等による収入

年金・恩給の種類	収入額	
	月額	円
	年額	円

### (3) その他の収入

	内容	収入
財産収入		円
その他		円

## 2 資産の状況

	有無	内 容
(1) 預貯金	有 無	円
(2) 不動産等	有 無	

注1 (1)の預貯金等には、有価証券や債券も含まれます。

注2 全ての預貯金等の写しを添付してください。

注3 (2)の不動産が「有」の場合、利用状況も記入してください。

注4 この申立書は、世帯員1名につき1枚記入して全員分提出してください。

## 3 住民税課税者に扶養の有無（○で囲んでください）

扶養されている ・ 扶養されていない ・ 分からない

# 同意書

社会福祉法人等利用料軽減の決定又は実施のために必要があるときは、私及び私の世帯員の資産、収入の状況又は被保険者に対する老齢退職年金給付の支給状況につき、郡山市長が郵便局その他官公署、年金保険者に文書の閲覧、資料の提供を求めること及び銀行、信託会社その他の機関、被保険者の雇用主その他の関係人に対し報告を求めることに同意します。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

印

氏 名

印

氏 名

印

氏 名

印

氏 名

印

郡 山 市 長